森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的の見直し

我 が 玉 森 林 による二酸 化炭素の吸収作用 の保全及び強化 の重要性 に鑑み、 令 和· 十二年 度 ま で \mathcal{O} 間 に お け

る森 林 0) 間伐等 \mathcal{O} 実施 を促進するた め、 農 林 水産大臣が策定する基 本指針: 等 に 0 1 て定めるとともに、 市

町 村による特定間伐等促進計 画の作成並びに都道府県知事による特定増殖事業計 画及び特定植 栽事業計 画

 \mathcal{O} 認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、 もって森林の適正な整備に寄与することを

目的とすること。

(第一条関係

第二 定義

特 定間 伐等」 とは、 森林の間 伐又は造林で令和十二年度まで の間に行われるものであって、 種穂 \mathcal{O}

採取の用に供する樹木の増殖以外のものをいうものとすること。

「特定母 樹の増殖」 とは、 特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、 成長

に係る特性 \mathcal{O} 特に 優 れたものとして農林 水産大臣が指定するもの (以 下 「特定母樹」という。) の増殖

で令和十二年度までの間に行われるものをいうものとすること。

三 特 定植栽事業」 とは、 特定間伐等のうち増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木

(以下 「特定苗木」 という。 \mathcal{O} 植栽 (以 下 「特定植 ||裁 という。 を行う事業をいうものとすること。

(第二条関係

第三 基本指針の見直し

特 定 間 伐等及 び特定 母 樹 \mathcal{O} 増殖 の実施の促進に関する基本指針に定める事項に、 特定間伐等の実施 を促

進するため 0) 措置を講ずべ き区域 のうち 特 定 植 栽 の実施 を促進すべ き区域の基準及び当該 区域にお ける特

定植栽事業の実施に関する基本的な事項を加えること。

(第三条関係

第四 基本方針の見直し

都道 府 県 0) 区 域 内 12 お け る特定 間 伐等 \mathcal{O} 実 施 0) 促進に . 関 す る基本 方針 又は当 該 区 域 内 に お け る 特定 間 伐

等 及び 特定 母 樹 \mathcal{O} 増 殖 \mathcal{O} 実 施 の促 進 に 関する基本方針 (以 下 「基本-方針」 と総称する。) に定めることが

できる事項に、 特定 植 一 栽 の 実施を促進すべ き区 域、 当該区域における特定植栽 事 業の 実施 方法 に 関 す る 事

項及び 当該 区 域 に お け る特定植 栽 事 ,業 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 促 進 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 方策 に 関す る事項を加えるとともに、 これら

 \mathcal{O} 事 ず項を定り 8 た基本方針を定めようとするときは、 都 道 府 県知 事 は、 関 係 市 町 村 長 の意見を聴 か なけ れ ば

ならないものとすること。

(第四条関係)

第五 特定間伐等促進計画の見直し

その区 域 の全部で 文は 一部が基本方針に定められた特定植栽の実施を促進すべき区域 (以 下 「特定植 栽促

進区 域 という。) 内にある市町村にあって は、 当該・ 市 町 村の区域内における特定 間 伐等 *(*) 実施 の促 進 に

関する計画 (以下「特定間伐等促進計画」という。) において、 当該市町村の区域内にある特定植! · | | | | | | | 進

区域における特定植栽事業の実施方法及び実施の促進のための方策に関する事項を定めるものとすること。

(第五条関係)

第六 特定植栽事業計画の認定等

特定植物 栽 促進区域内において基本方針に定められた特定植栽事業の実施方法に関する事項に基づいて

特定植栽事業を実施しようとする者は、 その実施しようとする特定植栽事業に関する計画 (以 下 「特定

植 !栽事業計画」という。) を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事に提出して、 その認定

を受けることができるものとすること。

特定植栽事業計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならないものとすること。

- → 特定植栽事業の目標
- □ 植栽する特定苗木の種類及びその調達に関する事項
- (\equiv) 特定苗 一木を植る 栽する土地 \mathcal{O} 所在 地及 び 面 積、 当該 土 地 0 利用 の現況、 植栽の時 期及び植栽する苗 木

の本数その他農林水産省令で定める事項

(四) 地域森林計画の対象となっている民有林において特定苗木を植栽する土地の上にある立木を伐採し

ようとする場合にあっては、 伐採する森林の所在場所、 伐採主体、 伐採面積、 伐採方法、 伐採齢その

他農林水産省令で定める事項

- 五 特定植栽事業の実施期間
- 内 特定植栽事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 三 都道 府県知事は、 0) 認定の申請があった場合において、その特定植栽事業計画が次に掲げる事項の

1 ずれにも適合するものであると認めるときは、 その認定をするものとすること。

- 基本方針に照らし適切なものであること。
- $(\underline{})$ 二の口から内までに掲げる事 ·項が当該特定植栽事業計画に係る特定植栽事業を確実に実施するため

に適切なものであること。

 $(\overline{\underline{}})$ 申請 者 が 特定植 栽事業を適 確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有すること。

匹 都 道 府 県 知 事 は、 特定植 栽事業計 画に つ 7 て 一 の認定をしようとするときは 当該 特 定植 栽 事 業 計 画

12 お 1 て 特定苗木を植栽することとされてい 、る土地 0 所在地の属 する市 町村 0) 長 の意見を聴か なけ れ ば

ならないものとすること。

五. 都道府県知事は、 四により市 町村の長の意見を聴いた場合において一の認定をしたときは、 当該市町

村の長に当該認定をした旨 の 通 知をしなけ ればならないものとすること。

六 特定間: 伐等促進 計 画 [を作成 L た 市 町 村 0 長 が 五. \mathcal{O} 通 知を受けたときは、 当該 通 知の 日 に お いて、 当 該

通 知 に係 る特定植 栽 事業計 画 のうち 造林する る森林に つい て \mathcal{O} 所在! 場 所 別 \mathcal{O} 造林 主 体、 造 林 時 期、 造 林 面

積、 造林樹 種及び造林方法その他造林に関する事項に相当する部分に係る当該特定間伐等促進計 画 \mathcal{O} 変

更がされたものとみなすこと。

七 特定間伐等促進計 画を作成した市 町村 は、 五 0 通知 が あったときは、 遅滞なく、 その旨及び当該 通 知

に係る特定植栽事業計画のうち造林する森林についての 所在場所別の造林主体、 造林時期、 造林 面 積

造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項に相当する部分を公表しなければならないものとするこ

ح °

八 認定を受けた特定植栽事業計 画 の変更及び 認定 (変更の認定を含む。) を受けた特定植 |栽事 業計 画

以 下 「認定特定植 栽事 業計画」という。) の認定の取消しについて規定すること。

(第十四条及び第十五条関係)

第七 林業・木材産業改善資金の償還期間の特例

林業 木材産業改善資 金助成法第二条第一 項に規定する林業・木材産業改善資金であって、 第六の一の

認定を受けた者 (以 下 「認定特定 植 裁事業者」という。) が 認定特定植 裁事業計 画 に従 って特定植 栽 事 業

を実施するの に 心要ない も の 0) 償還 期 間 (据置期間を含む。) は、 同法第五条第一 項の 規定にか か わらず、

十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。

(第十六条関係)

第八 伐採の届出の特例等

認定特 定 植 裁事 業者 (伐採主体として認定特定植栽事 業計画に記 載された者が当該 認定特力 定植栽事業

者でない場合にあっては、 その者。 三において同じ。 が認定特定植栽事業計 画 (第六の二の 侧に掲げ

る事項に係る部分に限る。)に従って行う立木の伐採については、 森林法第十条の八第一項本文の規定

は適用しないものとすること。

認定: 特 定 植 栽事業者は、 農林水産省令で定めるところにより、 認定特定植栽事業計 画に記載され た

0 伐採及び当 一該伐採後の 植栽に係る森林 の状況について、 市町村 の長に報告しなければ ならな 7 ŧ のと

すること。

三 市町村の長は、 認定特定植栽事業者の行っている一の伐採又は当該伐採後の植栽が認定特定植栽 事業

計 画に記載された伐採面積、 伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後に植栽する特定苗木の種類若 しく · は 植

栽 \mathcal{O} 時 期 に 関 はする事 項 E 従 ってい ない と認めるときは、 その者 に対 Ļ その伐採及び伐採後 \mathcal{O} 植 栽 に関

する事 項に従って伐採し、 又は伐採後の植 栽をすべき旨を命ずることができるものとすること。

(第十七条関係)

(第十七条)

第九 国等の援助等

国及び地方公共団体は、 認定特定植栽事業者に対 Ļ 特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関 必要

な助言、 指導その他 の援助を行うよう努めなければならないものとすること。

農林水産大臣、 関係行政機関の長、 関係地方公共団体及び認定特定植栽事業者は、 認定特定植栽事業

計 画 \mathcal{O} 円滑 芸な実施が が 促進されるよう、 相互に連携を図りながら協力しなければならな いものとすること。

 \equiv 地方公共団 体 は、 特定間伐等促進計 画 の区域内に存する森林 \mathcal{O} 森林所有者そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関係者に対 特

定間 (伐等) 及び 特定 増 殖事 業 の実施 を促進するために必要な情報 の提供、 助言又は あっ せ んその 他 \mathcal{O} 援 勤

を行うよう努めなければならないものとすること。

(第十八条関係)

第十 報告の徴収

都道府県 知事 は、 この 法 律 の施行に必要な限度において、 認定特定植栽事業者に対し、 認定特定植栽事

業 計 画 の実施状況につい て報告を求めることができるものとすること。

(第十九条関係

第十一 罰則

第八の三による命令に違反した場合には、 当該違反行為をした者は、 百万円以下の罰金に処するもの

とすること。

第八の二又は第十による報告をせず、 又は虚偽の報告をした場合には、 当該違反行為をした者は、

十万円以下の罰金に処するものとすること。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し

一又は二の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても一又は二の刑を

科するものとすること。

(第二十条から第二十二条まで関係

第十二 施行期日等

この法律は、 令和三年四月一日から施行するものとすること。

(附則第一

項関係)

(附則第二項関係)

この法律の施行に関し、 関係法律の規定の整備を行うものとすること。